

○琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

訓令第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、町内中小企業のイメージアップに繋がる取組に係る経費の一部を助成することで、人材確保を支援し、もって町内産業の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以下とし、同表第5欄に定める額を上限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者がこの要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。

4 同一の補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。

5 補助事業者は、琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例(平成31年琴浦町条例第12号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、町内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、様式第1号の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、別に指定する日までに町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助事業の内容が分かる書類
- (3) 補助事業に係る費用、経費等が確認できるもの
- (4) 製作状況が分かるもの(変更の場合)

2 申請者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。(交付決定)

第5条 町長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第6条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後20日以内に規則第16条第1項の報告書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 領収書の写し等補助対象経費を証する書類
- (3) 成果品(制作したものが分かる写真、画像等)

2 補助事業者は、規則第16条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)

超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金仕入控除税額確定報告書(様式第3号)により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日訓令第22号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日訓令第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
中小企業イメージアップ推進事業 (1) ホームページ作成	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 町内に店舗又は事業所を有し事業を行うもの。ただし、	(1) 外部委託に係る経費 (2) 自社製作に係る経費 (3) その他必要	1/2	10万円

事業(※1)	大企業(資本金の額	と認められる経費		
(2) PR動画	又は出資の総額が3	※補助対象外経費		
作成事業(※	億円以上の企業及び	(1) 飲食費		
2)	雇用保険法(昭和49	(2) 通信経費等		
(3) パンプ	年法律第116号)第60	のランニングコス		
レット又はカ	条の2第1項第1号	ト		
タログ作成事	に規定する一般被保	(3) パソコン、デ		
業	険者の数が300人以	ジタルカメラ等ハ		
(4) 会社の	上である企業)は除	ードウェア購入費		
ロゴ又はデザ	く。			
イン作成事業	(2) 町税を納期限			
(5) 求人情	までに完納している			
報サイト掲載	こと。			
事業(※3)	(3) しごとプラザ琴			
	浦に求人登録をして			
	いる又は登録予定で			
	あること。			

※1 初期費用のみ対象

※2 自社のホームページや動画サイト等、インターネット上に掲載するものであること。

※3 正規雇用にかかる求人募集を含むものに限る。